

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年4月28日

京都市長 梶 本 頼 兼

京都市規則第8号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第14条保健福祉部の款保健福祉総務課の項第8号中「福祉行政推進会議」を「安らぎ先進都市推進会議」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務局総務部文書課)